



2023年5月12日

各 位

会 社 名 フィデアホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 新野 正博
コード番号 8713 東証プライム市場
問 合 せ 先 執行役副社長 宮下 典夫
(TEL. 022-290-8800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日に開催予定の当社第14期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ① 現行の定款において、取締役の員数は12名以内としているが、新役員体制における取締役の増加(12名→14名)に加え、コーポレートガバナンスの一層の強化に向け、取締役会がその役割及び責務を果たすために、スキル、経験、知識等の多様性を確保することの重要性が増すことから、取締役の員数を12名以内から15名以内へ変更する(現行定款第20条)
- ② 公的資金の返済に起因して、B種優先株式に関する条文を削除し、併せて種類株主総会に関する条文を削除する(第6条、第8条、第2章の2 B種優先株式及び第19条)
- ③ 2015年5月1日施行「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づき、委員会設置会社という記載を指名委員会等設置会社へ変更する(第4条)

2. 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

(1) 取締役会決議	2023年5月12日
(2) 定款変更のための定時株主総会開催日	2023年6月23日(予定)
(3) 定款変更の効力発生日	2023年6月23日(予定)

以上

報道関係 お問い合わせ先 IR部 大石 Tel. 022-290-8800

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、 <u>委員会設置会社</u> として株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3) 会計監査人
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>63,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> 普通株式 56,000,000株 B種優先株式 7,000,000株	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>56,000,000株とする。</u>
(単元株式数) 第8条 当社の各種類の株式の単元株式数は、 <u>次のとおりとする。</u> 普通株式 100株 B種優先株式 100株	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u>
第2章の2 B種優先株式 (B種優先配当金) 第12条の2 (条文省略) (B種優先中間配当金) 第12条の3 (条文省略) (残余財産の分配) 第12条の4 (条文省略) (議決権) 第12条の5 (条文省略) (普通株式を対価とする取得請求権) 第12条の6 (条文省略) (金銭を対価とする取得条項) 第12条の7 (条文省略) (普通株式を対価とする取得条項) 第12条の8 (条文省略) (株式の分割または併合および株式無償割当て) 第12条の9 (条文省略)	<削除>
(種類株主総会) 第19条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第324条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 ③ 第15条、第16条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 ④ 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について、これを準用する。	<削除、以降の条数を繰り上げ>
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>12名以内とする。</u> 第21条～第45条 <条文省略>	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> 第20条～第44条 <現行どおり>